

寛政改革を肯定する黄表紙？

——『太平権現鎮座始』の翻刻と解釈への試み——

チエントム アンドレア
Csendom Andrea

1 黄表紙から歴史を読む可能性

天明八（一七八八）年から寛政二（一七九〇）年にかけて刊行された寛政改革期の黄表紙に関しては、その政治・社会的な批判が注目されてきた。この時期に関わる黄表紙研究への歴史的な観点を提起した竹内誠氏は、松平定信の寛政異学の禁や儉約・文武奨励策は思想の統制だけではなく、社会問題化しつつあった情報界への統制でもあった、と指摘している⁽¹⁾。竹内氏は、出版統制令を遊郭の遊び（無駄づかい・動揺する道徳）を止めさせようという目的で出された法令として結論づけた。また、初期の改革期の黄表紙が統制を免れた理由として、竹内

氏は、それが反田沼キャンペーンのために使用されたことを挙げている⁽²⁾。

竹内氏の他、英語圏ではAdam Kem（アダム・ケーン）氏の研究が興味深い。西洋における総合的な黄表紙研究には、黄表紙と寛政の改革の黄表紙を「protest pieces」（抗議する作品）と称し、その批判性を考察している。それによれば、松平定信は黄表紙の危険性に気づき、黄表紙というジャンルではなく、黄表紙を生かす世界（遊郭、歌舞伎等）を消滅させることによって、黄表紙というジャンルを衰退させたとされる⁽³⁾。

竹内氏もケーン氏も寛政期の黄表紙を政治と対峙させながら、定信の意図によって利用されたジャンルとして同様に位置付ける。

寛政改革と関連づけられる黄表紙を一覧表にしたのが【表1】⁽⁴⁾である。三年間に二十一点もの黄表紙が出されたのである。【表1】の仮託者欄には松平定信はどの人物に仮託されたのかを記した。例えば、整理番号2の『文武二道万石通』（異版の場合⁵⁾）の仮託者欄に畠山重忠（平安時代末期から鎌倉時代初期の武将、鎌倉幕府の御家人）とある。この畠山重忠は現実の松平定信を意識して、それを投影して描かれたと推定されることを示す。

【表1】から分かるように松平定信は、多くの場合には畠山重忠として登場する。黄表紙のこのような動向については、当時の歌舞伎との関係がすでに指摘されている。天明期から、四代目松本幸四郎（江戸の歌舞伎役者、生没 元文二《一七三七》年—享和二《一八〇二》年）が似顔絵や『荏柄天神利生鑑』（歌舞伎、寛政元年三月、江戸中村座）などでは梅鉢の家紋をつけて畠山重忠として登場した。そのような畠山重忠は、黄表紙の挿絵にも描写されることで、松平定信が仮託された姿であったと高橋則子氏が指摘している⁶⁾。また、天明八年以降には幸四郎による定信の仮託がみうけられ、それは、寛政改革に庶民の期待が一時的に高まったことを示しているとき

れている⁷⁾。

定信は、外に、青砥藤綱、仁田四郎（平安末期から鎌倉時代にかけての武将）、小野篁（平安時代前期の公卿、文人）と菅原道真の息子として『菅原伝授手習鑑』（浄瑠璃、延享三《一七四六》年初演）に登場する菅秀才に仮託された。このうち、筆者は、拙稿『青砥藤綱像の変容からみた寛政期の「鑑」』⁽⁸⁾において、青砥藤綱に仮託した黄表紙、『太平権現鎮座始』を検討した。その黄表紙の内容をふまえてあらためて考えると、政治評価に関して、確かに田沼政治を茶化す立場が見受けられるが、それは逆に松平定信の肯定的な評価となる。『太平権現鎮座始』の作者は青砥藤綱の近世初期に清廉潔白な政治家として定着した人物⁹⁾を活かし、定信を描いた。すなわち、従来の見解とは違って、改革期の黄表紙を単に政治批判をする危険なジャンルと見なすことはできないのではないかと提起したのである。

ここで、黄表紙を書いたり読んだりしていた近世人にとつて、現代でいうところの「批判」がどのような意味を持っていたかを考える必要がある。黄表紙に関する歴史学の研究では、多くの場合には、その主な性質の定義

【表1】寛政の改革を題材とする黄表紙にみる松平定信の仮託模範

年号	題名	作者・絵師・書誌	仮託者
天明八 (1788) 年	悦鼻肩蝦夷押額	恋川春町作、北尾政美画、蔦谷版	直接登場しない
	鎌倉太平序	恋川春町作・画、鱗形屋	畠山重忠
	文武二道万石通	朋誠堂喜三作、喜多川行磨画	畠山重忠
	将門 ;秀郷時代世話二挺鼓	山東京伝作、喜多川行磨画、蔦屋版	直接登場しない
	仁田 ;四郎富士之人穴見物	山東京伝作、北尾政演画、榎木屋版	仁田四郎
	やれで ;たそれ 亀子出世	蘭徳斎作画、鱗形屋版	畠山重忠
寛政元 (1789) 年	鸚鵡返文武二道	恋川春町作、北尾政美画、蔦屋版	菅秀才
	孔子縞于時藍染	山東京伝作、北尾政演画、大和田版	直接登場しない
	花東頼朝公御入	山東京伝作、北尾政演画、大和田版	畠山重忠
	天下一面鏡梅鉢	唐来参和作、栄松齋長喜画、[蔦屋版?]	菅原道真
	世直大 ;金塚之 明神 ;由来 黒白水鏡	石部琴好作、北尾政演画	直接登場しない
	武茶執行押強者	岸田社芳作、歌川豊国画、伊勢治版	直接登場しない
	太平権現鎮座始	伐木丁工作、勝川(蘭徳斎)画、秩父屋版	青砥藤綱
	世中承知重忠	和歌林泉作、歌川豊国画、鱗形屋	畠山重忠
寛政二 (1790) 年	太平記 ;吾妻鏡 玉曆青砥鏡	山東京伝作、喜多川歌磨画、蔦屋版	青砥藤綱
	地獄 ;一面 照子浄頗梨	山東京伝作、北尾政演画、蔦屋版	小野篁
	染直大名鑑	録山人信普作、栄松齋長喜画、[蔦屋版]	執権重忠
	其返報豊年貢	七珍万宝作、[勝川春英画]、伊勢治版	梅鉢の家紋のみ
	文武二道重忠噺	栄松齋長画、[蔦屋版?]	直接登場しない
	藍返行善殿	山東京伝作、兎角亭亀毛画	直接登場しない
	新吉原聖賢画図	芍薬亭長根作、桜川文橋画	直接登場しない

を西洋の「parody」(風刺・嘲弄な模倣)や「sarcasm」(皮肉)などという、政治に対する反抗心も内包する概念でとらえる傾向がある。しかし、西洋文学におけるこのような手法はあくまで西洋の社会を前提にしたものである。日本近世に発生した黄表紙や当時の社会や政治評価を、これらの用語で定義するのははたして適切であろうか。例えば井上隆明氏は、「黄表紙の寛政に、風刺の語はきつすぎる。作中にも用いられていない。その戯謔精神と文中の用語から〈茶〉〈茶かす〉が妥当であろう。それとなく遠まわしに当てこすって笑う、諷諭の笑いである」と論じるように、黄表紙に現れる精神は、「危険」とは言い難いものである。

ところで、黄表紙研究では「穿ち」「茶化し」を黄表紙の本質として指摘している、その見解は文学研究の範囲を超えず、黄表紙を歴史的な史料として適用する研究では重視されていないものである。黄表紙を歴史的に位置付ける場合でも、黄表紙は政治を「批判」する立場をとつていても、政権に対する反抗心を表現しているわけではないことが論じられていない。筆者は、黄表紙を次のような意味で多彩なジャンルとして理解している。す

なわち黄表紙は、当時の流行する話題を取り上げることによつて書肆の売上げを伸ばし、さらに、江戸中期の適切な表現方法を使用することによつて人々に笑いを与え、その上に謎や深みを入れ込むことで読者に考えさせるものであつた。したがつて、ここにおける黄表紙の批判性の定義は主に「茶化し」という意味で、社会的な欠点を面白く穿つものとして理解していただきたい。

右の定義をふまえて考えれば、黄表紙から確実に読み取れるのは当時の政治や政策が行われる社会を人々はどのように理解したのか、ということである。黄表紙は社会的に多様な側面を内包し、寛政期の世評の変容を解釈するのに適切な史料であると考えられる。したがつて、ただ単に政治批判や出版統制の面だけから黄表紙を歴史的に位置付けるのは不十分である。

政治批判を含めながら、一方で政治の肯定的な評価もした黄表紙の意義は、作者と読者にとつて何だつたのだろうか。寛政元年の具体例を取り挙げることによつて、寛政元年の世評も黄表紙の統制の新たな側面も考察できるのではないだろうか、という観点から以下の史料の翻刻とその解釈を読んでいただければと思う。

2 史料について

『太平権現鎮座始』ごんげんちんざのはじまり 伐木丁丁著きこりのやまびこ（生没等不詳）、秩父屋版、蘭徳齋画、寛政元（一七八九）年版、黄表紙、三冊で合冊である。

本論文には東京大学教養学部黒木文庫蔵本の複写を縮図にして掲載する。翻刻に当たつて国立国会図書館（三卷合冊）本、都立中央図書館加賀文庫（三卷合冊）本、都立中央図書館東京誌料（三卷合冊）本、大東急記念文庫（三卷合冊）本、東京大学教養学部（三卷合冊）本、たばこと塩博物館（三卷合冊）本が管見に入ったが、全て同板であると思われる。確認できた絵題簽を見た限りでは、全て『大平』となつている。柱は全版「太平」となつている。題名の「太平」には振り仮名がないが、それは、作者が『太平記』の世界に他の意味もかけているためであろう。正しい読みは「おおひら」だと思われる（注一二四を参照）。

著者伐木丁丁きこりのやまびこの実状は不明であるが、自称を、『詩経』（中国最古の詩集）の「小雅第五」にある故旧朋友兄弟

を宴する歌、「伐木丁丁」⁽¹⁰⁾から取ったのであろう。自称だけを元に作者の実状を判断できないが、『太平権現鎮座始』でみる洗練されている歴史的情報や、青砥藤綱の描写にあたって『太平記評判秘伝理尽鈔』などをふまえた政治評価をしたことから、ある程度教養をもった者、だたと推測される。

挿絵は蘭徳齋の作品である。従来藤綱描写とは違い、鎌倉時代の武将としての描写は薄く、特に二丁ウ、三丁才には、鎌倉周辺を巡り、年寄りと会話する藤綱の描写は新鮮である。全体的な描写は、黄表紙本文を分かりやすく解説するものと思われる。また、黄表紙の娯楽性を高める言葉遊び、和歌をそれぞれの方向から読める八重だすき襷も配置したため、本作品は高度な知識を収め、内容は当時の状況を軽く、面白く語る内容と見て取れる。

『太平権現鎮座始』の全文を以下の【翻刻】と【解釈】にわけて記載する。【解釈】では【翻刻】の平仮名を適宜に漢字に改めた。その際には、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』（縮刷版、小学館、全十巻、一九七九年—一九八一年）、『江戸語大辞典』（前田勇編、講談社、一九七四年）、『学研全訳古語辞典』（電子版）を引き、また

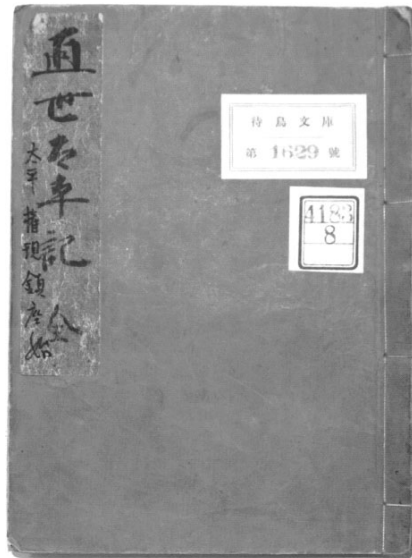
出典がそれと異なる場合には、その出典を注に記載した。最後に、ここに『太平権現鎮座始』を概略したい。

鎌倉第五代執権、北条時頼の時に、その忠臣、青砥藤綱（松平定信）は様々な問題を献言する。しかし、現実には、政治的な権力を占める藤原泰盛・宗景親子（田沼意次・意知）が権勢を持ち、賄賂が横行している。藤綱は、献言したことを実践するのに、一度失敗して隠居する。その時に彼は、佐野源左衛門常世（佐野政言）の息子、源二郎の師となり、一緒に勉強に励むことにする。一方、佐野常世が時頼から拝領した庄園の所権を藤原宗景が奪い、返す様子もなく、ついに常世は殿中にて刃傷に及ぶ。傷を負った宗景は屋敷に退居し、常世は切腹を仰せつかる。同時期に久明親王（徳川家斉）が將軍職に就くが、まだ幼君のため補佐役に藤綱が再び登用され、政道を正し、ついに泰盛一党は失脚する。また、反乱を企てた泰盛一派の残党七人を討ちとつた功で佐野源二郎は家督を継ぐことを許され、名を源左衛門直世と改め、父常世の霊を諸人太平権現と唱え、佐野家の安堵が叶うと締めくくられる。『理尽鈔』以降の青砥藤綱逸話と、時頼と佐野源左衛門常世の忠義を描いた『鉢木』の世界を融合した内容となっている。⁽¹¹⁾

【史料翻刻】

『太平権現鎮座始』^{ていへいけんげんちんざのはじまり} 伐木丁丁著^{きりのやまびこ}、秩父屋版、蘭徳齋画、寛政元（一七八九）年版（三卷合冊）

東京大学教養学部黒木文庫蔵本



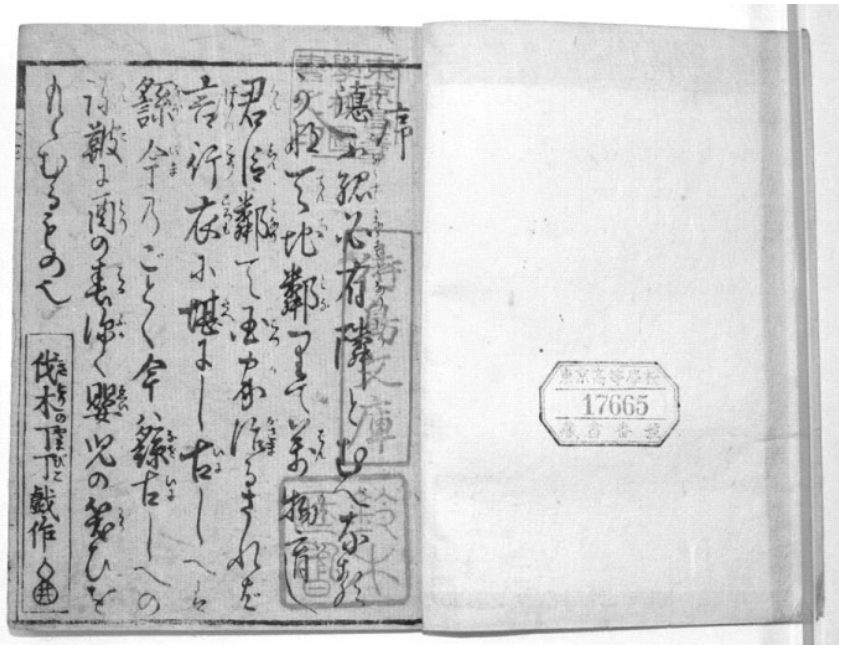
太平権現鎮座始 表紙

【翻刻】《上卷一丁オ》序

徳不孤必有隣と宜なるかな天地鄰りて萬物育し
君臣鄰りて国家治るされば言行衣に堪にし古しへは餘
今のごとく今は餘古しへの諫靴に酉の春深く嬰兒の笑ひを
もとむるもの也 伐木丁丁 劇作（「井」）

【解釈】《上卷一丁オ》序

徳不孤必有隣(12)と宜なる(13)かな天地鄰りて萬物育し
君臣鄰りて国家治るされば言行衣に堪にし古しへは餘(14)
今のごとく今は餘古しへの諫靴(15)に酉の春深く(16)嬰兒の笑
ひをもとむるもの也 伐木丁丁 劇作（「井」）



伐木丁丁 劇作

【翻刻】へ上巻一丁ウ

ここにかまくらのしつけん正五位下さがミのかミ時より公ハせいとうに朝夕心をくだき給ふひと日きんしんわづかにのこしをきあをと孫三郎をめし上ひそかにをふせられけるハなんじハせいけんのしよをそらんじちよくを本としほうこうにわたくしなく行せき又ひなしいまわれ天下のしつせいとしてせうばつをあきらかにし撫民を宗とすれ共無道のそうろんますしげしこれわが行ひにひあるかかへりみるにしがたしなんじおよぶ処あらバつゝまずのべきかせよすぐにせいけんのおしゑと思ハんといとねんごろにの給ひけりぐもうたん才の小臣いかでかけんくんの御行跡ミとがめ奉るべきしかれともをふせをかふむり言上せざるもかへつてふ忠に候へハいさゝかぐいをけんじ奉るべし此ごろまませいとうをかるんじ

へ二丁ウ下段

ぶどうのやから多きハあへて御政道のあやまり共覺ずこれミなぶぎやう頭人のわいろのため私して上下をふさぎ候ゆへ也又とうじかまくら中にせいけんのしよをおしひらきこうとくするじゆせいのきをならべて候へ共行跡さらに古人のをきてをまもらずきよへん

へ二丁オ下段

しうをむねとしその心はなはだつたなしそうりよ社人医卜のるひハいとゞそのたぐいおふし諸士またこれをミならい

候とかくぶとうハつミし有道はあげてけんを上たててぐを下にをくとそこじんのをしへに候へばとはゞかるところなくもふしあぐる

へ二丁オ

それより忠ちよくの士十二人をあげてかまくら中の諸奉行役人のさまをひそかにうかがハせ給ふ処に青砥がことハにふごうしけるまゝやがてひどうの奉行役人およそ五百人余人をとらへそれしつミし給ふ御身ハ御ひやうきと申ふらししつせいをむさしのかミ長時にあづけられさいめうじにてかざりををろしひそかに二かいどうをともないかんさつのためしよこくをしゆぎやうしたまう

【解釈】へ上巻一丁ウ

ここに鎌倉の執権正五位下相模守時頼公⁽¹⁷⁾、政道に朝夕心を砕き給ふ、一日近臣僅かに残し置き青砥孫三郎を召し上、秘かに仰せられけるハ、「汝ハ聖賢の書を諳んじ直⁽¹⁸⁾を本とし、奉公に私なく、行跡又非なし、今我天下の執政として賞罰を明らかにし、撫民を宗とすれ共無道の争論ますます⁽¹⁹⁾し、これ我が行ひに非あるかを省みるに知れ難し、汝見及ぶ処あらバつゝまず述べ聞かせよ、すぐに聖賢の教えと思はん一問とねんごろにの給ひけり「愚蒙短才の小臣いかでか賢君の御行跡み咎め奉るべき、しかれども仰せを蒙り、言上せざるも反つて不忠に候ハいささか愚意を献じ奉るべ

し。此頃まま政道を軽んじ

二丁ウ下段

無道の輩多きハあへて御政道の誤り共覚す。これ皆奉行頭人の賄賂の為私して上下を塞ぎ候故也。又当時鎌倉中に聖賢の書を押し開き講読する儒生、軒を並べて候へ共、行跡さらに古人の掟を守らず毀譽(20)偏(21)

二丁オ下段

執を旨としその心はなはだつたなし。僧侶社人医卜の類はいとゞその類多し諸士またこれを見習い候とかく無道ハ罪し有道はあげて賢を上にて愚を下に置くとそ古人の教へに候へば」と憚る処なく申し上ぐる。

二丁オ

それより忠直の士十二人をあげて、鎌倉中の諸奉行役人の様を密かに伺ハせ給ふ処、青砥が言葉に符号(21)しけるまゝやがて非道の奉行役人およそ五百人余人を捕らへ、それぞれに罪し給ふ。御身ハ御病氣と申ふらし執政を武蔵の守長時(22)に預けられ最明寺(23)にて飾りを下ろし(24)、秘かに二階堂を伴い監察(25)のため諸国を修行し給う。





上巻二丁ウ・三丁オ

【翻刻】 二丁ウ

いづの国のぢう人大ば十郎ちかさとがそんあをとふじつなハときより公におもんせられしよれうすう処を給ひゆたかなりけれどもしやうハさひミ布のはかま朝夕のぜんぶに干うとやきしほ方ほかなし木ざやふじつかの太刀をはきしゆつしける

三丁オ

五位の左衛門ににんぜられかまくらの町辻奉行に郡方をかねてつとめけるうつたへをきくこと軽にして寛なれハしよにんおやのごとくおもひけり
 谷七ごうをめぐりみるにそりのミちわうらいあやうきところあり馬をとゞめしやうやとしよりにこのところにて人のけがせし事ハなかりしかとひけれハこんにちまできようの事ハかつてなきよしを申すしからば馬などのふミはづしけがせしことハとたつねけるにきようのこともなしとこたふふじつなホゝゑミてしからバやすしといふてすぎゆきける

【解釈】 三丁ウ

伊豆の国の住人大場十郎近郷が孫青砥藤綱八時頼公におもんせられ所領数所を給ひ豊かなりけれども衣装ハ細布さいのみの袴、朝夕の膳部に干魚と焼塩より他なし、木鞘藤つかの太刀をはき出しける。

三丁オ

五位の左衛門に任せられ、鎌倉の町辻奉行に郡方をかねて勤めける。訴へを聞くこと軽にして寛なれハ庶民親の如く思ひけり。

谷七郷(26)を巡り見るに反りの道往来危うき所あり、馬を止め庄屋年寄りに「この所にて人のけがせし事ハなかりしか」と問ひけれハ「今日までさようの事ハかつてなき」由を申す。「然らば馬などの踏み外づしけがせしことハ」と尋ねけるに「さようのこともなし」と答ふ。藤綱微笑て「然らバ安すし」と言ふて過ぎ行きける。

【翻刻】 三丁ウ上段

さの、源左衛門つねよハちんじやふしやうぐん武家官領藤原ひでさとあそんのぼつようにて世々下毛をりやうせしがゆへありてひさしくちんりんせしを時頼公御めしによりふたゝびよに出鎌くらにつかふつねよハ父のあだ爪生源藤太をうち孝を鬼神といたしかづさのひでたねらくじやうのとき力をつくして本領あんどのうへ梅田さくら井まつい田のミかのせうにかん状をそへ給はりければ

三丁ウ下段

古人子をかへておしゆれといまだその人を見さだめねバしんをしゆるなりこのころつくくおもふになんじが師ハあをどふじつながしかるべし師ハ人物を悉らぶがだいいちじや

四丁オ上段

家とミさかへ武具はもちろんこへたる馬ののりがへまで十里五足ぞつなぎけり

四丁オ下段

情與義易リ義與録易ル
これ臣たるものゝつねにこゝろへあるべき事なり



上卷三丁ウ・四丁オ

【解釈】 三丁ウ上段

佐野源左衛門⁽²⁷⁾常世八鎮守府將軍⁽²⁸⁾武家官領藤原秀郷⁽²⁹⁾朝臣⁽³⁰⁾の末葉にて世々下毛⁽³¹⁾を領せしが故ありて、久しく沈淪せしを時頼公御召しにより、再び世に出。鎌倉に仕ふ常世八父の仇爪生源藤太⁽³²⁾を打ち、孝を鬼神と致し、上総秀胤⁽³³⁾落城の時力を尽くして本領安堵の上、梅田、桜井、松井田の三カ⁽³⁴⁾の庄に感状を添え給はりければ、

三丁ウ下段

古人子をかへて教ゆれと、今だその人を見定めねバ自身教ゆるなり。このころつくづく思ふに、汝が師ハ青砥藤綱がしかるべし。師ハ人物を選ぶが第一じや。

四丁オ上段

家富榮え武具は勿論、肥えたる馬の乗り換えまで十里五疋ぞつなぎけり。

四丁オ下段

情與義易 義與録易⁽³⁵⁾
これ臣たるものゝ常に心得あるべき事なり。

L

【翻刻】〈四丁上段〉

ここに藤原のやすもりハさせるこうハなけれ共たゞ上へつらいてじやちをもつて忠をとふさけねいをもつてせうしんしまひないをむさぼり宅をびにし美女あまたあつめつゝおのがたのしみハつくせども人のくるしみハかへりみず何事も上為となつてきんぐべいこくおのがくらベミてこうもなくてりつしんをのぞむへつらへ人よりわいろをとりこミ上のじんとくを下へつうせぜしものちうぎを上へふさきけんねいの道たうさしけるちやくし宗かげハ父にまさりてゐるふるい人を人ともおもわず

〈四丁下段〉

ねい臣ども一ごんのいさめハいれずいろくゝわるちゑをつける出入のいしけいあんぎよいにいらんとおもしろくしやれのめす

〈五丁オ〉

ひどうのふるまひのミおほかりければよの中の大事ハこのいへよりおこらんとしよにんにくミおそれてつまはじきをぞしたりけるしかのミならずしよらうにんをかゝゑひそかにはんきやくのはかりことをそくわたてける

【解釈】〈四丁上段〉

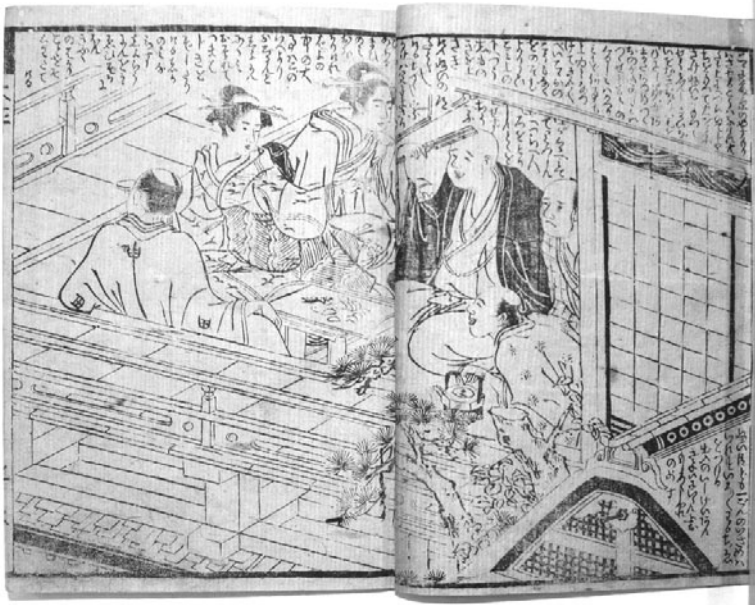
ここに藤原泰盛ハさせる功ハなけれ共、たゞ上に諂いて邪知を以つて忠を遠ざけ佞を以つて昇進し、賂まいたいを貪り、宅を美にし、美女数多集めて、己が樂しミハ尽くせども、人の苦しミハ顧みず何事も上為となつて、金銀米穀己が比べ見て公もなくて立身を望む、諂へ人より賄賂を取り込み、上の仁徳を下へ通せず、下の忠義を上へ塞ぎ、賢佞の道遠ざしける。嫡子宗景ハ父に優りて威をふるい人を人とも思わず。

〈四丁下段〉

佞臣共一言のいさめハいれず色々悪知恵をつける出入の医師桂庵(39)御意に入らんと面白く洒落のめす。

〈五丁オ〉

ひどうの振る舞いのミ多かりければ、世の中の大事ハこの家よりおこらんと諸人憎み恐れて、爪弾き(40)ぞしたりける。しかのみならず諸浪人を抱え密かに叛逆の計り事をぞ企てける。



【翻刻】 〔五丁ウ上段〕

かくてやすもり父子のけんかたをならぶる人なければ奉行頭人評定衆も此人の心をうかがい諸將諸臣大小名わいろをしきてへつらいれいをおもくせしかバおのづからしつげんのことくにぞミへける

貞時公もやすもりがこゝろをひきミンとかしんすゞの信平をつかいとしていんもつをおくる

〔五丁ウ下段〕

御使者御くらう千万ナント近日大いそへんへ御きハなしかわれらあんないなろう御とも仕りませう

〔中卷六オ丁〕

あをとふじつなハもとよりれんちよくなる士なればやすもりかしゆいをにくむといへどもときのいきほひたいしがたければ病としゃうし官をじし山居して経伝をともとしたたおいをやしなひける

〔六丁オ下段〕

ここにきのゝ源二郎ハふじつなを師とたのミてまい日学門にゑつしける



上卷五丁ウ・中卷六丁オ

〔解釈〕 〔五丁ウ上段〕

かくて泰盛父子の権肩を並らぶる人なければ奉行頭人評定衆も此人の心を伺い、諸將諸臣大小名賄賂をしきて諂い、礼を重くせしかバ、自づから執権の如くにぞ見へける。

貞時公⁽⁴¹⁾も泰盛が心を引き見んと家臣鈴ノ信平を使いとして音物⁽⁴²⁾を贈る。

〔五丁ウ下段〕

御使者御苦勞千万ナント近日大磯⁽⁴³⁾辺へ御氣ハなしか。

我ら案内なろう御共仕りましよう。

〔中卷六オ丁〕

青砥藤綱八元より廉直なる士なれば、泰盛が趣意を憎むといへども、時の勢い対しがたければ、病と称し官を辞し山居して経伝⁽⁴⁴⁾を共とし、ただ老いを養ひける。

〔六丁オ下段〕

ここに佐野源二郎ハ藤綱を師と頼みて毎日学問⁽⁴⁵⁾に閑しける。

【翻刻】 〔六丁ウ〕

安もりが曾祖かげもりハよりとも公のゆかりあればとて藤姓を源氏にあらため、しつけんしよくをうはふへき下心にやぶぐのようゐやかたのけつこうぶんにやうにこへてそなへける、ある日宗かげ源ぎゑもんつねよをまねぎ、すぎしころさいめうじどのより給ハリたる三ヶの庄のせう状、内見いたしたきよしにてこひとり月をかさねてもかへさざれば何とぞ御返却くだされたきむね、しばゞさいそくにおよへどもかれこれといゝまぎらわし、のちハへんとうさへそこゝなれハつねよハこれまさしくわがしのりやうをかすめとらんとのはからいならんといきどをり訴状をさし出し

〔七丁オ〕

けれども奉行頭人やすもり父子へへつらい其きたにおよばざれハむねんこつずいにてつし、しゆつしのをりをうかゞひけるにをりあしく宗かげばかりをうちける、ありあふ人々も日ごろやすもり父子をにくミゐればたれさゝへる人もなくミなくそのばをはつしけれバつねよハおもふまゝにふかでおわせとゞめささんとせしところを、さむらいところの何がしくミとめんとせしかハうらミなき人のけがをいといついにごしよよりはしり出己がたへそかへりける

【解釈】 〔六丁ウ〕

泰盛が曾祖陰盛ハ頼朝公の縁ゆかりあればとて藤姓を源氏に改め、執権職を奪ふべき下心にや、武具の用意、館の結構分量に越えて備えける。ある日宗景、陰源左衛門常世を招き、過ぎし頃、最明寺殿より給ハリたる三ヶの庄の賞状内見いたしたき由にて請取り(46)、月を重ねても返へさざれば、何とぞ御返却くだされたき旨しばゞ催促に及へども、かれこれと言ひ紛らし、後ハ返答さへそそこなれば、常世ハこれまさしく我師の領を掠め(47)とらんとの計らいならんと憤り訴状を指し出し。

〔七丁オ〕

けれども、奉行頭人泰盛父子へ詔い其沙汰に及ばざれば無念骨髓に徹し(48)出仕の折を伺ひけるに折悪しく、宗景ばかりを打ちける。あり合う(50)人々も日ごろ泰盛父子を憎みいければ、誰支へる人もなく、皆々その場を外つしければ、常世は思ふままに深手を覆わせ止め刺さんとせし処を侍所の何がし組み止め(51)んとせしかば、怨ミなき人の怪我を厭い、終に御所より走り出己方へぞ帰へりける。



〔翻刻〕 〔七丁ウ上段〕

つねよ八宗かけを八うちけれどもやすもりをうちもらしやうくと私宅へかへりふだいのけらいともをひきぐしづくにやすもりがやかたへふミこミうちじにせんとそのようゐるところへじやうしときくとちからおよばずせつふくのようゐする

〔七丁ウ下段〕

じゆうしだん正のせうひつなりときじやうゐのおもむきもふしわたす

〔八丁オ〕

つねよ事やすもり父子をいきとをる事そのゆへなきにしもあらねどもわたくしのしゆくいをもつて御所をはバからずにんじやうにおよふのでう上をかるしむるにあたりそのつミのかれかたしよつてせつふく申つけ家ろくもつしゆのおもむきすミやかに御うけ申されよかつハきみのおほしめしもあれハとことばをのこして申わたしける



【解釈】 〈七丁ウ上段〉

常世八宗景を八打ちけれども、泰盛を打ちもらし、やうやうと私宅へ帰り、譜代の家来共を引き具し⁽⁵²⁾すべすべに泰盛が館へ踏み込み、討死にせんとその用意する所へ上使⁽⁵³⁾と聞きて力及ばず切腹の用意する。

〈七丁ウ下段〉

上使⁽⁵⁴⁾彈正⁽⁵⁵⁾の少弼⁽⁵⁶⁾なりとき上位の趣申し渡す。

〈八丁オ〉

常世事泰盛父子をいき通る事その故なきにしもあらね共私の宿意を以って御所を憚らず刃傷に及ぶの条、上を輕しむるにあたりその罪逃れ難し、因つて切腹申つけ、家禄没収⁽⁵⁷⁾の趣速やかに御請け申されよかつは君の思し召しもあれ八と言葉を残して申渡しける。

⌒

【翻刻】〈八丁ウ上段〉

これやすしんわうきらくまし〜てひさあきらしんわう御
あとをつぎしやうぐんににんじ給ふ、御ようくんのことゆ
へほさの人をゑらばれける、こゝにさきのむさしのかミ正
四位やすとき公は仁治三年の世をさり給ふといへどうきよ
の事をハ御子つねとき公にゆづらせ給ひ御身ハひそかにミ
ちのくしほがまのうらにかるきうきよを見さけていにしへ
のひじりの御よをまつしまのさまぐに

〈八丁ウ下段〉

やすもり同志のともがらそのほか、するがのかミ宗方、吉
見孫太郎義世管領よりつないけのねいじんあくとうあるい
ハくハんし、それ〜につミし給へバ御代太平にぞなりけ
る

〈八丁ウ下段2〉

ひだうのもの六百八十四人それ〜につミし給ふ

〈九丁オ上段〉

かはるありさまとをく御らんじてすミ給いけるがしほがま
明神の御むそうにより、ふらうふしの神葉をふくし、給へ
ば、御よハいミそちばかりにミへさせ給いて御ことぶぎつ
ゝがなくわたらせ給ふぞ、ふしぎなる此だいまやこ之しん
わうけの御かた方御たのミにてふたゝひ御しつせいをなし
給ふ此きミの御じんせい通たまひぬることありがたけれ

〈九丁オ左下段〉

二かいどう入道ハ一ふうのしよをもつてさいめうじどのく
つのとをふむべきおもむきおゝせわたされひそかにその

ようるする

〈九丁オ下段〉

それより諸臣のおごりをいましめ諸士のふうぎをたゞし給
ひぶんぶさかんにおこなハれけるふじつなもふたゝびめし
いだされ上下やうさいなきためにしばらくまた奉行にぞお
ゝせつけられけるしかしごくらうなれバをしき事なり

【解釈】〈八丁ウ上段〉

惟康親王⁽⁵⁶⁾ 帰洛まし〜て久明親王⁽⁵⁷⁾ 御後を継ぎ、將軍に
任じ給ふ。御幼君のご故補佐人を選ばれける。こゝに先
の武蔵守正四位泰時⁽⁵⁸⁾ 公は仁治三年の世を去り給ふと言へ
ど、憂世^(浮世) の事をハ、御子経時公⁽⁵⁹⁾ に譲らせ給ひ御身
ハ密かに陸奥⁽⁶⁰⁾ 塩釜の浦⁽⁶¹⁾ にかるき憂世を見さけて、古の聖
の御世を松島⁽⁶²⁾ のさまごまに。

〈八丁ウ下段〉

泰盛同志の輩その他駿河守宗方吉見孫太郎義世⁽⁶³⁾ 管領頼綱⁽⁶⁴⁾
いけの倭人悪党あるいハ官司⁽⁶⁵⁾ それぞれに罪し給へバ御代太
平にぞなりける。

〈八丁ウ下段2〉

非道のもの六百八十四人それ〜につミし給ふ。

〈九丁オ上段〉

変わる有様遠く御覽じて住ミ給いけるが、鹽竈明神⁽⁶⁶⁾ の御夢
想により不老不死の神葉を服し給へば、御齡三十路⁽⁶⁷⁾ ばかり
にミへさせ給いて御寿つゝがなくわたらせ給ふぞ不思議な
る。此代都之親王家の御方⁽⁶⁸⁾ より御頼みにてふたゝひ御執政

をなし給ふ此君の御仁政通たまひぬるこそありがたけれ。

〈九丁オ左下段〉

二階堂入道八一封の塩を持つて最明寺殿靴の跡を踏むべき趣仰せ渡され密かにその用意する。

〈九丁オ下段〉

それより諸臣の奢りを戒め諸士の風儀を正し給ひ文武盛んに行ハれける。藤綱も再び召し出され上下要塞なきためにしばらくまた奉行にぞ仰せ付けられける。しかし御苦勞なれば惜しき事なり。

Ⓛ



中巻八丁ウ・九丁オ



〔翻刻〕 〔九丁ウ〕

やすもり父子がやかたあまたのやしきことくくめし上
れ家中ハにハかにゆかりのかたへかさいをはこびける、ま
ことに一とぎのゑいぐわながき日のくるしミとぞなりける

〔十丁オ〕

ハあさましくもまたあわれなり、これもと文武のミちにく
らくじやち諂諛をむねとして、かの両がへのミせに行て、
金をつかミし佞人テイジンのたぐひなりとよの人さミしわらひける
となん

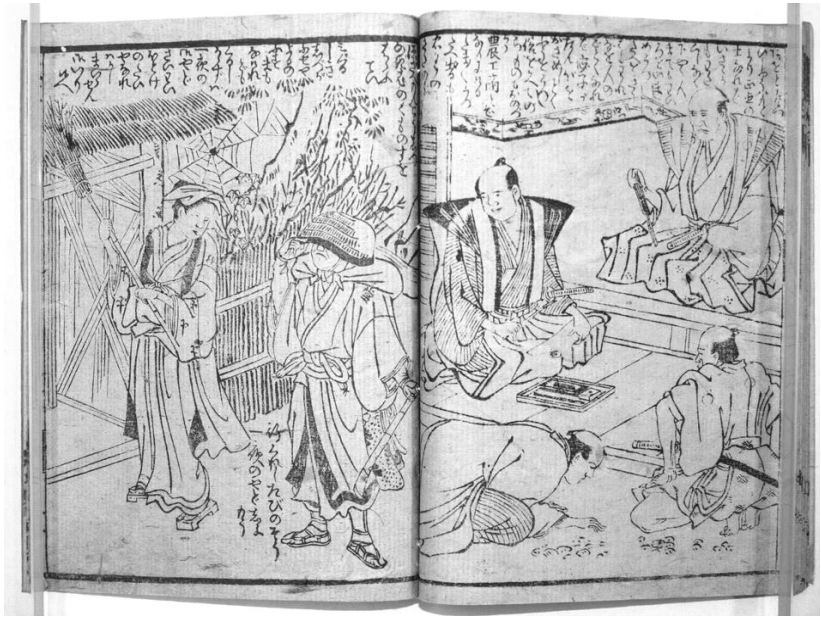
〔解釈〕 〔九丁ウ〕

泰盛父子が館数多の屋敷悉く召し上られ、家中ハ俄かに
縁ゆかりの方へ家財を運びける。誠に一時の榮華長き日の苦し
ミとぞなりける

〔十丁オ〕

ハ浅ましくもまた哀れなりこれ元文武の道に暗く邪知諂諛てんゆ
を旨としてかの両替の店に行て金をつかミし佞人テイジンの類なり
世の人さミし笑ひけるとなん。

L



【翻刻】 〔十丁ウ〕

あをと左衛門のじやうハもとより正直の士なればいさゝかもわたくしなく下やく人までもわいろをいましめうつたへをきくことわれなを人のごとくなれば必子がたんぼをおさめしごとくふうをうつし俗をかへてのらももおのづから農工商とぞなりにけるたま〜うつたへ出るも忠かうのさたのミなり

〔下卷十一丁オ〕

源ざへもんこうしつのきばのくものすをはらふてい
ミぐるしきしづかふせやよるのふすまもなければども、くるしからず一夜の御やどさいわいほとけのたいやなれハかしまいらせん御いり候へ

〔十一丁オ下段〕

行くれしたびのそう一夜のやどしよもう

【解釈】 〔十丁ウ〕

青砥左衛門尉八元より正直の士なればいささかも私なく下役人までも賄賂を戒め、訴えを聞くことわれなを人のごとくなれば、宍子(72)が単父(73)を治めしごとく、風をうつし俗をかへて、野良者もおのづから農工商とぞなりにける。たまたま訴え出るも忠孝の沙汰のミなり。

〔挿絵の説明文〕 源左衛門後室軒端の蜘蛛の巣を掃ふ体
〔下卷十一丁オ〕

見苦しき賤が布屋(74)夜の襖もなければども、苦しからず一夜の御宿幸い仏の速夜(75)なれば貸し参らせん御入り候へ。

〔十一丁オ下段〕

行くれし旅の僧一夜の宿所望。



〔翻刻〕 十一丁ウ

をりしもきさらきのすへつかた山さと八まだうらさむく、
何をかなもてなしにとありあいし梅ほしにまつたけのしほ
つけとひたこのさくらにくしたるをさかなとしてつくり
のあわもりをそまいらせける

十一丁ウ上の下段右

つねよどの、刀ハちうだひのよしせんねんわれらミおぼへ
し事ありさためてつたわり候八んといへハいかにもといひ
つたへて

十一丁ウ上の下段左

かた山さとのしつかふせやもてなしまいらせんものもなし
あのミネのくもなりとおさかなに

十一丁ウ下の下段右

たづさへ出けるつかいとハきれたれとも中ミにハほしたい
もいれすたしなミけり

十二丁オ

源二郎ハラうにとなりて又さの、かた山さとにゆかりを
もとめて、ちつきよせりおもハずも二かいどうにたいめん
しち、のゆいこんのおもむきをかたりさてくさ、の物かた
りになりてなんそちかきころの哥八とのぞまれ、おさ、
も仕らねどかくミくるしさにふせいほのきにかかりしく
ものいとを、やゑたすきとやらんによミて候をとて一ひら
のかミをまいらせける

〔解釈〕〈十一丁ウ〉

折りしも⁽⁷⁶⁾ 如月の末つ片山里⁽⁷⁷⁾ ハまだ裏寒く何汚^お下^かな持て成しにと有り合^あいし⁽⁷⁹⁾ 梅干に松茸の塩漬^{ひた}けと火^ひ肝^た胝^この桜肉⁽⁸⁰⁾ したる⁽⁸¹⁾ を魚として手作りの泡盛をぞ参^まいらせける。

〈十一丁ウ上の下段右〉

常世殿の刀ハちゆうだいの由先年我等見覚えし事あり定めて伝わり候ハんと言へばいかにもと云い伝えて。

〈十一丁ウ上の下段左〉

片山里の賤が伏屋持て成し参らせん物も無しあの峰の雲なりと御肴に

〈十一丁ウ下の下段右〉

携え出ける柄糸^{つかいと}ハ切れたれとも中身にハ千鯛も入れず嗜みけり。

〈十二丁オ〉

源二郎ハ浪人となりて、又佐野の片山里に縁を求めて蛭居^{ちつきよ}⁽⁸³⁾せり。思ハずも二階堂に対面し、父の遺言の趣を語り、さて種^{たね}種⁽⁸⁴⁾の物語になりて、なんぞ近き頃の哥^{うた}ハと望まれおさおさ⁽⁸⁵⁾も仕らねどかく見苦^{みく}しさに伏^ふせ庵^{いほ}の軒⁽⁸⁶⁾にかかりし蜘蛛の糸を八重禪⁽⁸⁷⁾とやらんに詠みて候をとて一片の紙を参らせける。

└

〔翻刻〕〈十二丁ウ〜十三丁オ〉くものいと（八重禪、二十六一頁）

〔解釈〕〈十二丁ウ〜十三丁オ〉

汲み継ぐよモタイ⁽⁸⁸⁾の酒は飲みたらせ伊勢の内外^{うちと}⁽⁸⁹⁾の豊に明かりに⁽⁹⁰⁾

とくなきついつも朝なにのるものと 藻塩^{もしお}⁽⁹¹⁾手筒に汲める里人神祇

暗き世を元をかあかす法の庭いとも賢くとうとかりける
説き聞けど未だ悟らし軒の端にもりくる影とくる光は
釈教

口結びもの思う頃は飲むことさえ甚^{いた}くふさぎて閉ざしぬるとにかくに言い出すべき後や今や最中に絶えし繰り言の糸

恋慕

くね⁽⁹²⁾ たてて諸人^{もろびと}⁽⁹³⁾ごにのらへども命ばかりは止めかねつ⁽⁹⁴⁾

も
問えばこそ今は答ふれ野分^{のわき}⁽⁹⁵⁾して紅葉散り行き朽に果てしと

無常^{むじやう}
呉竹⁽⁹⁶⁾の 蛭^{むすめ}かわ⁽⁹⁷⁾ 落ち伸びゆきて、幾世も経^いべき常磐^{とこわ}なる

その
年若く、色まだ薄き、野辺^{のべ}の松本^{ももと}未^まえされて⁽⁹⁸⁾ 国に杖^{つゑ}つく⁽⁹⁹⁾

祝賀

薫^かれども⁽¹⁰⁰⁾ 来る春如^{しる}に眩^{くら}きの美^みし粹^く見^みず暮^くらしつるかな
轡^{くわ}づら⁽¹⁰¹⁾くみて粹見^{くわ}に鞍馬山^{くらまやま}⁽¹⁰²⁾くづるるばかりくえはらら

す (103)

春 武士も森の木陰に催ひ(104)して桃の葉とりて髻(105)きさす

つ 萌え染めし萌黄色(106)濃き裳(107)の裾をも一人なるはもちてぬらし

夏 長閑(108)なる野路もいつしか野辺をして野も狭(109)に過ぎし野の萩

幾(110)十(111)野らなべて野には秋くと野阜(112)にのどよひ(113)つつも野路が無

くなり

秋 池水ぞいがし氷に磯にける妹が手水ハいかがとるらん

いち早く岩間(114)に落つる和泉さえ暇ありける至る冬には

冬 遠道(115)にとちせぬ(116)な(117)は(118)囚(119)人(120)滞りなく通るべき(121)かな

取り合わず遠つ御祖(122)に常しえ(123)に伴いとなる嫁教える

雑

斜め左 来べきほどもと無や舟に乗る人をいつとかまた人時の知る

なく

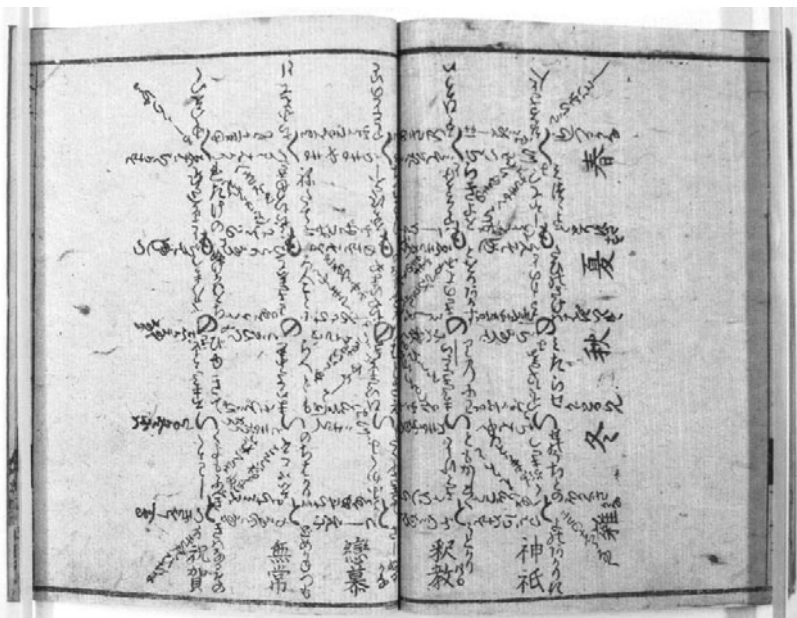
とばかり(124)と偽りなくものたまうと思へど別れぞ苦しかりける

斜め右 草枕(125)百度(126)我は野に伏していとぞかられぬ遠き旅路に

時来れば否とは言わず法のままにものまけられて草らに居と

し

し



下卷十二丁ウ・十三丁オ

雑 <small>雑の(雑)</small> <small>雑(雑)</small>	冬 <small>冬の(冬)</small> <small>冬(冬)</small>	秋 <small>秋の(秋)</small> <small>秋(秋)</small>	夏 <small>夏の(夏)</small> <small>夏(夏)</small>	春 <small>春の(春)</small> <small>春(春)</small>
上のあかりに と <small>上のあかりに</small>	世のうわとの と <small>世のうわとの</small>	見たらせ の <small>見たらせ</small>	たひのさげ も <small>たひのさげ</small>	らしめるかな と <small>らしめるかな</small>
神祇 と <small>神祇</small>	ちまき の <small>ちまき</small>	ちまき の <small>ちまき</small>	らきよを も <small>らきよを</small>	けしき と <small>けしき</small>
うとかりけ と <small>うとかりけ</small>	ともしこ の <small>ともしこ</small>	りのにお の <small>りのにお</small>	とをかあか も <small>とをかあか</small>	り と <small>り</small>
釈教 と <small>釈教</small>	たくふさきて の <small>たくふさきて</small>	おもふころ の <small>おもふころ</small>	ちむすび も <small>ちむすび</small>	こころ と <small>こころ</small>
戀慕 と <small>戀慕</small>	のちばかり の <small>のちばかり</small>	らんども の <small>らんども</small>	ねたて も <small>ねたて</small>	ち と <small>ち</small>
無常 と <small>無常</small>	きなるその と <small>きなるその</small>	びゆきて の <small>びゆきて</small>	ぬか も <small>ぬか</small>	こ と <small>こ</small>
祝賀 と <small>祝賀</small>	うか の <small>うか</small>	ちまき の <small>ちまき</small>	ちまき も <small>ちまき</small>	こ と <small>こ</small>
祝賀 と <small>祝賀</small>	うか の <small>うか</small>	ちまき の <small>ちまき</small>	ちまき も <small>ちまき</small>	こ と <small>こ</small>

【翻刻】 〔十三丁ウ〕

そのころやすもりがざんとう三かうのやすむらがよると心をおわせ諸らうにんをかたらいはんきやくをくわだてけるがぐんよう金さいそくのためざい／＼しよ／＼へをしこミろうぜきしける此むらへも六七人うちつれあしよわおなごばかりゐるところへをしこミかないをくらしあけ女ぼうにかねのありかをと太刀ぬきおどしければ女ぼうたばかりてこのいゑハあしよわばかりにてようじんあしきゆへあのやまきわの小さいゑハ身うちなればせう／＼あづけをき候といへばしから

〔十四丁オ〕

バあんないせよと源二郎かたくへつれゆきける女ぼうひそかにかう／＼といへば源二郎こゝろへたりと七人のあくとうこと／＼くからめとりてむらやくにんどう／＼にてかまくらへうつたへける

【解釈】 〔十三丁ウ〕

その頃泰盛が残党三かうの安村が余類と心を合わせ諸浪人をかたらい⁽¹¹⁸⁾叛逆を企てけるが、軍用金催促のため在々所々へ押し込み、浪籍しける此村へも六七人打ち連れ足弱女子などばかりいる所へ押し込み、家内をくらしあげ⁽¹¹⁹⁾、女房に金の在り処をと太刀抜き脅しければ、女房たばかりてこの家八足弱ばかりにて用心悪しき故、あの山脇の小家八身内なれば少々預け置き候といへば。然ら

〔十四丁オ〕

バ案内せよと、源二郎が宅へ連れ行きける。女房密かにことうと言へば、源二郎心へたり⁽¹²⁰⁾と七人の悪党悉く搦め^{かぢら}捕りて、村役人同道にて鎌倉へ訴たへける。

┌



【翻刻】 〔十四丁ウ上段〕

二かいとうかまくらへかへりつねよがしじゅうの物がたり
源二ろうが行せきくわし／＼申上ければやがてめし出され
父つねよが忠かう仁義そのミの行せき御しやうひの上今日
より源左衛門とかいめいし本りやうあんどすへきおもむき
二かいどう立合にておふせわたされありがたきしだい御う
け申上すミやかに本ごくへ立かへりは、もるとも父のやし
ろにはいれいし

〔十四丁ウ下段〕

此たびのしゆび申上けるきんこうのしよミンきゝつたへこ
と／＼くさんけいしことにくんじゆしける

〔下卷十五丁オ〕

つねにハ性仁直にしてれうちなたミを子のごとくぶいくし
水かんのせつハひとしほいたわりめぐミければたミそのお
んとくにかんじたれいふとなくそのれいを太平大こんげん
といわひしもつけのくにつがこほり平井村にやしをたて
けれバくもつのりやうとして五十石今とし／＼さいれい
ありとぞ



〔解釈〕 〔十四丁ウ上段〕

二階堂鎌倉へ歸へり常世が始終の物語り源二郎が行跡詳しく申上ければ、やがて召し出され父常世が忠孝仁義その身の行跡御賞美の上今日より源左衛門と改名し本領安堵すべき趣二階堂立合⁽¹²¹⁾にて仰せ渡され、有難き次第御請申上速やかに本国へ立歸へり、母諸共父の社に拝礼し。

〔十四丁ウ下段〕

此度の首尾申上げる近郊の庶民聞き伝へことごとく参詣し、ことに群集しける。

〔下卷十五丁オ〕

常にハ性仁直して領地の民を子の如く撫育し、水旱⁽¹²³⁾の節ハ一入⁽¹²³⁾勞わり恵みければ、民その恩徳に感じ、誰言うとなくその靈を太平大権現と祝ひ、下野国都賀郡平井村⁽¹²⁾に社を建てければ、供物の料⁽¹²⁵⁾として五十石今に年々祭礼ありとぞ。』

【翻刻】 下卷十五丁ウ上段

直世八父の忠かうと行せき正しきにより本りやうあんどの
ミぎやうしよを給ハリやしきもものごとくにかまゑいへ
の子らうどうのこゝかしこにひやうはくしてゐけるをめし
よせもとのごとくろくをあたへいへのめんぼく名のほまれ
をとりのはるのあしたのことぶきめてたくいわいおさめけ
る

かゝる目出度ことくさもひとへにせいけん上にいましてじ
んせい下にあまねきゆへとしんそくりやうちのたミハもち
ろんきく人ごとによるこひあへり 蘭徳齋画

下卷十五丁ウ下段

家中のめんくきやうゑつものしうし申上る

【解釈】 下卷十五丁ウ上段

直世八父の忠孝と行跡正しきにより本領安堵の御教書⁽¹²⁶⁾を給
ハリ、屋敷も元の如くに構え家の子郎等の此処彼処⁽¹²⁷⁾漂泊し
て居けるを召しよせ、元の如く禄を与え⁽¹²⁸⁾家の面目名の誉
れを酉の春の明日の寿目出度く祝いおさめける。

かゝる目出度事草も偏に聖賢上にいまして仁政下に遍くき
故と親族領地の民ハ勿論聞く人ごとに喜びあへり。 蘭徳
齋画

下卷十五丁ウ下段

家中のめんめん恐悦の祝詞申上る。

L



下卷十五丁ウ

【注】

- (1) 竹内誠 『寛政改革の研究』(吉川弘文館、二〇〇九年)。
 (2) 竹内誠 前掲書、一〇四—一二三頁。
 (3) Adam L. Kern: *Manga from the Floating World. Comicbook Culture and the Kibyoshi of Edo Japan.* Harvard University Press, Cambridge, 2006.
 (4) 以上の表は、主に柵橋正博『黄表紙総覧』全三巻(前中、後編)(日本書誌学大系、(四八—二)―(三)、青裳堂書店、前編・一九八六年中編・一九八九年後編・一九八九年)を参考にしたので、全ての関連黄表紙を把握しているとは限らない。
 (5) 初版とほぼ同時に異版も出版され、後者には主人公の畠山重忠の「重」字にかわって、定信の家紋、梅鉢の五つ星が描かれている。以後、この異版の揶揄を理由に取り締まられた。しかし内容は、政策でも定信でもなく、文武両道ができない武士を風刺している。
 (6) 高橋則子『草双紙と演劇―役者似顔絵創始期を中心に』(汲古書院、二〇〇四年)、三三八—三六二頁。
 (7) 高橋則子 前掲書、三五八頁。
 (8) 拙稿『青砥藤綱像の変容からみた寛政期の「鑑」―文学上の人物の思想的解釈をめぐって―』(一橋大学大学院社会学研究科、二〇一五年)。
 (9) 拙稿「青砥藤綱像の形成―『太平記評判秘伝理尽鈔』と『北条九代記』の解釈を中心に―『書物・出版と社会変容』第十九号、「書物・出版と社会変容」研究会編、四三—七二頁。
 (10) 伐木丁丁 木を伐る音丁丁／鳥鳴嚶嚶 鳥の鳴く音嚶嚶／出自幽谷 幽き谷より／遷于喬木 喬き木に遷る／嚶其鳴矣 嚶嚶となく声は／求其友声 その友と求むる声／相彼鳥矣 彼の鳥を相るだにも／猶求友声 なお友を求めて鳴くに／矧伊人矣 ましてや人の／不求友生 友を求めたべきや／神之聽之 神これをきこしめし／終和且平 われらに和平を与え給え。目加田誠『詩経』(講談社学術文庫、一九九二年)、八三—八四頁。
 (11) この年に、この描写は人気があり、『鎌倉比事青砥銭』(菅専助作、浄瑠璃、寛政元(一七八九)年八月、大坂此太夫座初演、別名『有職鎌倉山』)の九段においては、『太平権現鎮座始』(寛政元年、黄表紙)と同じ話を取り上げられている。
 (12) 『論語』「里仁篇」第四には、徳を体得した者は孤独ではなく、必ず隣人がいる、とある。徳は道徳であり、個人は君子。転じて言えば、誠実に生きている人は必ず認められる、理解者も現れる、ということである。(井波律子『論語入門』岩波書店、二〇十二年)
 (13) いかにももつともなことである。
 (14) 中国語の字体。糸の異体。猶に同じ。

- (15) 中国の伝説上の聖天子が、君主に諫言をしようとする者が打ち鳴らせるように朝廷の門前に設けたという鼓。
- (16) 序刊。寛政元（一七八九）年正月のこと。
- (17) 北条時頼、鎌倉幕府 第五代執権。
- (18) 素直（天明八年頃）。
- (19) 回数が多いこと。あまりに多くてわずらわしい。「繁」の異体字。「滋」は、増えて広がるという意味。
- (20) けなすこととほめること。
- (21) 鎌倉の六代執権、北条長時（在職一二五六年—一二六四年）
- (22) 明月院、時頼の称。
- (23) 髪を剃り、僧となること。落髮する。
- (24) 江戸幕府の職名、目付けの異称。
- (25) 『新編鎌倉志』には鎌倉谷七郷、鎌倉七口、鎌倉十橋、鎌倉十井、鎌倉五名水などという史跡が紹介されている。
- (26) 転じて鎌倉全体を指す。
- (27) 佐野源左衛門（生没年不詳）は鎌倉時代中期の上野国佐野庄の武士だったとされる。諱は常世。本作品では、常世は佐野政言（旗本、生没 宝暦七《一七五七》年—天明四《一七八四》年）を連想させる。
- (28) 奈良・平安時代、鎮守府（陸奥国で蝦夷地経営に当たった軍政官庁）の指揮官。
- (29) 藤原秀郷は、藤原氏北家房前の子左大臣の魚名の子孫と伝えられている。子孫が代々城主となり、約七〇年間、佐野修理大夫信吉の代まで続き、徳川幕府の初期に現在の城山公園の地に城を移し春日城と呼ばれた。この春日城がまだ完成しない慶長一八年（一六一三）、大名としての佐野家は徳川氏の政策により断絶、城主佐野信吉は信州松本城にお預けとなった。以後、時の三代将軍徳川家光から赦免の恩赦に浴し、信吉の二人の子供は旗本として佐野家を再興することができた。
- (30) 朝臣とは、六八四年（天武天皇十三年）に制定された八色の姓の制度で新たに作られたカバネのことである。鎮守府將軍の位を指す。
- (31) 下毛野の略。旧国名の一つ、現在は栃木県。
- (32) 『下野国葛生町郷土由緒保存書』には「上野風土記及び上野誌には、常世は下野佐野の住人にして、其の領地を伯父源藤太常景（佐野家は藤原（倭）藤太の末）に押領せられ此の地に来りて塾居せり」とあり、『和漢三才図会』「常世之記」には「妹婿の為に押領せらる」となっている。
- (33) 鎌倉中期の武士。常秀の子。將軍藤原頼経に仕えて、四年の執権北条時頼による頼経勢力排除の事件では評定衆を除かれたうえ、上総国に追放された。その翌宝治元（一二四七）年六月の宝治合戦で三浦泰村が北条時頼に攻撃

されると、泰村の娘婿となつていた秀胤は上総一宮大柳の館を攻撃されて滅ぼされた。その所領下総国の殖生荘は没収されて足利泰氏や金沢実時らに与えられた。

(34) 佐野源左衛門がその忠誠をもつて、加賀国梅田庄、越中国桜井庄、上野国松井田庄の領士を恩賞として与えられた、と『鉢木』などで伝えられる。

(35) 『管子』巻第七、中国戦国時代の法家の「大匡」第十八では、社会では、罪のあるものは誰なのか、その者にどう対応すべきかが説かれている。結論として、「すべて貴賤の身分関係における正しいあり方として、家にあつては父と行動を共にし、家の外にあつては師と行動を共にし（中略）。またいつでも自分にとつての父・師・君にあたる三人が危害を加える賊に出会つたときに、自分の生命を捨てて守らず、その賊が何者であつたかを覚えていない場合には、容赦なく処罰すべきである。裁判を行うにあつては、裁判官が被告や原告に対する愛情を法の正義と取り替えたり、法の正義を被告や原告の高い身分と取り替えたり、また高い身分の者は検束しなくてよいとしたりすることがあれば、有罪として容赦しなくてはならない」とする。ここに引用されている「情與義易」の「情」は、情誼、「義」は、法としての正当性。被告や原告への愛情から、法の正当性を曲げることをいう。「義與録易」「録」は、高い俸禄を受ける身分の人をさす。法

の正当性を相手の身分の高いことによつて曲げる。（『新釈漢文大系』四二「管子上」遠藤哲夫著、一九八九年、明治書院、三七九頁）

(36) ここには藤原になつてはいるが、安達泰盛（鎌倉時代中期の武將）がもともと藤原姓であつたが安達に改めたので、彼のことを指すのであろう。泰盛は、執権の北条時宗を外戚として支え、幕府の重職を歴任する。弘安徳政と呼ばれる幕政改革を行うが、内管領・平頼綱との対立により、霜月騒動で一族と共に滅ぼされた。

(37) お礼として物をおくること。また、自分の利益のため、その筋の人にひそかにものをおくること、賄賂。

(38) 親しみなつかせること。

(39) 慶庵、慶安とも書く。猿樂で、芸道上の色々な工夫。奉公人、雇い人、芸者などの集旋業者のこと。俗に「口入れ屋」とも言われる承応（一六五二—一六五五）のころ、江戸京橋の医者大和慶庵が縁談などを巧みに取りまとめたことによるという。慶庵口、へつらうこと。慶庵のよ

うな言い方、信用のおけない言動。

(40) 人さし指や中指を親指の腹に当て、強くはじくこと。嫌悪・軽蔑・非難などの気持ちを表すしぐさ。

(41) 北条貞時。鎌倉後期の幕府の九代執権。北条時宗と安達義景の娘の子。弘安七（一二八四）年父の死後一四歳で執権に就任。このころ評定衆で外様御家人に支持されて

いた外戚の安達泰盛と、北条氏家督（得宗 被官（御内人）勢力を代表する内管領（北条氏の家宰）平頼綱とが対立していたが、同八年十一月、頼綱は幼い貞時を奉じて泰盛を滅ぼし、以後頼綱の専権時代が続いた。

(42) 賄賂。

(43) 神奈川県中高郡、相模湾に面する地名。青砥藤綱が始めて登場する黄表紙『高慢齋行脚日記』（中）（一七七六年）には「鎌倉の御代の時節は、大いそに廓（くらは）ありて、その繁昌いふばかりない」とある。ここでは、「遊廓」という意味。

(44) 経書とその解釈書。

(45) 目を通して調べる。

(46) 乞取とも。頼んでもらいうける。願いうける。

(47) 奪い取る。

(48) 心の底までしみこむ。

(49) あいにく。

(50) たまたまそこにいる。

(51) 相手の体に組み付いて、動きをおさえる。

(52) 引き連れる。伴う。

(53) 江戸幕府から諸大名などに上意伝達のために派遣した使者。

(54) 弾正台の略。律令制で、非違の取り締まり、風俗の肅正などをつかさどった役所。検非違使（けびいし）が置か

れてからは形骸化した。

(55) 律令制で、弾正台（たんじょうだい）の次官（すけ）。

正五位下相当。

(56) 鎌倉幕府第七代大將軍（在職 一二六六年—一八九年）、六代將軍宗尊親王の嫡男。

(57) 鎌倉幕府八代大將軍（在職 一二八九年—一三〇八年）。

(58) 北条泰時（在職 一二二四年—一二四二年）、鎌倉幕府の第二代執権。

(59) 北条経時（在職 一二四年—一二四六年）、鎌倉幕府第四代執権。

(60) 陸奥国。常陸国から分離される形で成立し、以後、平安時代まで陸奥（みちのく）と呼ばれた。

(61) 松島湾南西部の支湾、塩釜湾の古称。「みちのくはいづくにあれど塩竈の浦こぐ舟の綱手かなしも」（『古今集』東歌）。

(62) 宮城県の松島湾内外にある大小二六〇余りの諸島。または、それら諸島と湾周囲を囲む松島丘陵も含めた修景地区。鹽竈神社もこの辺りにある。謡曲「名所松島」では、帝の勅命によって奥州松島に下った臣下は、六社の明神の宮守によって名所の言われを聞き、塩釜の神が現れ奇跡を見せたと伝えられている。

(63) 源範頼の四代孫である。永仁四年（一二九六）十一月二十日、義世は謀反を企てたとして幕府に召し捕られ、斬

首された。『北条九代記』によれば、義世はかねてから一味同心する武士達を集め、謀叛の綿密な計画を立てていた。だが、決行という段階になって謀叛の企てを密告する者が現れ、義世以下悉く召取られた。

(64) 平頼綱は安達泰盛の養子。少年の執権貞時に、泰盛の子宗景が將軍位を狙っていることを、將軍に告げる人物。なおこのことから、本作品では「やすもり」は安達泰盛

(あだちやすもり) 寛喜三(一一三三)年—弘安八(一二八五)年、その子は安達宗景に当たると考えられる。役人。「クワンシ」とも。

(66) (65) 鹽竈神社。塩土老翁神は航海・潮の満ち引き・海の成分を司る神、左右宮の御祭神は武運・国土平定の神として信仰されて来た。そこから海上安全・大漁満足・武運長久・国家安泰の信仰は早くからある。近世では、鹽竈松島一帯をさしていた。

(67) 三十歳。松平定信を指すのであろう。
(68) 御三家か。

『北条九代記』などによると、前執権北条相模守時頼は入道して、最明寺と号し、天下万民の邪正を明らかにし、二階堂入道を召しつれて、旅に出、奥州路を進んだとい

(70) 突然。
(71) こびへつらうこと。

(72) 孔子の弟子宓子賤(ふくしせん)。

(73) 「たんぼ」、他のところに「ぜんぼ」、宓子の出身地、魯の邑、現在は中国単県。『説苑』第七卷「政理」によると、宓子は單父を治めた。後にも、宓子は單父の代官となつた時に、二人の書記官の仕事を妨害したことを、魯君が自分の執務に鑑賞することに見立て、魯君を諫めた説がある。(宇野精一『孔子家語』新書漢文大系、二七、二〇〇四年)

(74) 貧しいものの家。

(75) 仏教では葬儀の前夜。また、忌日の前夜。転じて、法会

(76) ちようどその時。

(77) へんびでさみしげな山里。

(78) 質や程度が低いこと。

(79) たまたまそこにあるもの。

(80) 火鉢などの火に長くあたたたとき皮膚にできる暗紅色のま、たら模様。

(81) ①したたる。形が崩れている。②すたる。物が腐ったり駄目になったりすること。

(82) 刀の柄に巻く組糸。

(83) ①田舎に退いていること。隠居。②江戸時代、武士に科した刑罰の一。自宅や一定の場所に閉じ込めて謹慎させたもの。

- (84) 物事の種類や品数などが多いこと。いろいろ、さまざま。
 (85) ほとんど、まったく、確かに。
 (86) 伏せたように軒が地面に接している、みすばらしい家。
 (87) 言葉遊び。縦横四隅を結んで、対角線で同じ句を書き交
 差する箇所、文字が各句で共用されるものである。この
 形の八重櫛の場合には、交差する箇所の文字を読み合わ
 せると「くものいと」が読める。複雑な構造となってい
 るその内容は最後の大文字の漢字と関連する和歌となっ
 ている。
 (88) 酒を入れる器。
 (89) 内外の宮の略。伊勢神宮の内宮と外宮。
 (90) 「豊の明かりに」にかかつている。宮中で行われた儀式
 と宴会。
 (91) 海藻から採る塩。それを製するための海水。
 (92) 竹垣。
 (93) 多くの人々。
 (94) かねない。
 (95) 秋に吹く激しい風。
 (96) 枕詞、竹の節（ふし）また節（よ）に関する意から、「ふ
 し」「よ」「よる」「言の葉」「末」にかかる。
 (97) 蟬や蛇の抜け皮。
 (98) 逆さにされたという意味か。
 (99) 七十歳。

- (100) かおる。
 (101) 馬具の一種。手綱。
 (102) 京都の北郊にある山。深山幽谷の趣があり、桜・楓の名
 所。
 (103) 蹴散らす。
 (104) 準備。
 (105) 若木の色ということから、若さを象徴する色であり、特
 に若い武士の衣装に使われた。『萌葱』とも書かれるが、
 この場合には江戸の頃に流行した、青葱に由来する濃い
 緑色を指している。
 (106) 平安時代、成人した女性が正装のときに、最後に後ろ腰
 につけて後方へ長く引き垂らすようにまとった衣服。
 野も狭いほど多く。野原いっぱい。
 どのくらい数多く。
 野にある丘。
 力のない声を出す。
 岩と岩との間。
 とちる。迷う。
 祖先・先祖を敬つていう語。
 変わらぬいつまでも続くこと。
 ちよつとの間。
 枕詞、旅先で草を結んで（束ねて）枕とし、野宿をした
 ことから。かかることば、旅、結ぶ、結う。

多くの回数。

説して仲間に引き入ること。

殴りつける。

思いがけず。

(121)(120)(119)(118)(117) 江戸幕府、評定所の定日会合の一つ。 寺社・町・勘定の三奉行の他、大目付・目付が出席し、評議する。

洪水と干魃。
いっそう。

(124)(123)(122) 現在は栃木市の一部。ここにある大平町境に太平山おおひらさんが鎮座する。太平山には天長中年（八二四―八三四）円仁によつて開かれたと伝える太平権現（現太平山神社）などの神社がある。江戸時代には、將軍より、境内門前の山林などを安堵され、安堵状を与えられた。（『日本歴史地名大系』「栃木県」第一卷、平凡社、一九八八年）そのことを黄表紙の内容とあわせて解釈すると、題名の「太平」は「おおひら」と読むべきであろう。

法要に参列するときに持参する金銭。

(126)(125) 室町幕府が発給した安堵状（中世・近世に、土地の所有権・知行権などを將軍や領主が承認する状）で、將軍家御判御教書（室町幕府の將軍がみずから署判した直状形式の文書）の形式をとる。

あちらこちら。

(128)(127) ①官に仕える者に下付される給与。律令制では絶（あし

ぎぬ）・綿・布・鍬（くわ）・穀物などが身分に応じて与えられたが、後世は知行地・扶持米・給金などに変わつた。②当座の褒美・贈り物などとして与えられるもの。